

「生活の一部にしよう火の点検」

4月1日-7日 春季火災予防運動実施

昭和四十九年における県内の火災件数は二一九九件で昭和四十八年に比較して一五九件の減少であり、死者についても三十八人前年度より七人の減となっております。

これは、県民各位の協力の結果といふことができます。ところが白根地区消防事務組合管内の火災件数は十七件で前年比で五件の増加となっており、死者数では二人の増となっております。

又、火災による損害額は火災件数が減った県下でも三十四億円の増となり、組合管内でも宮千五十五万八千円の損害で前年比では実に七十五拾参万九千円の増加となっております。

この火災原因では、建物火災が圧倒的に多く、県内七六パーセント、組合管内では百パーセントが建物火災です。

このようなことから、最近の火災は、一件ごとの損害額が大巾に増加しており、加えてその惨状は目に余るものがあります。

又、これらは建物火災が大半を占めていることから、お互いに火災予防に注意すれば当然防げた事故と言えます。

- 記
- 一、期間 四月一日から四月七日まで
 - 二、重点運動項目
 - (一)火気使用場所の点検の習慣づけ等
 - (二)重点運動項目

各家庭には、台所、風呂のたき口、ストーブや灰皿のある居間など火気使用場所が多いが、これらの場所から出火するのは大半が関係者の不注意によるものです。

従って、これらの火気使用場所においては、設備、器具自体について、使用前の安全点検、使用後における消火確認の励行や、これらの周囲の整理整頓と、プロパンガスのガスもれに注意するなど、家族全員が、日常生活の習慣として注意し合うことが大切です。

この期間中には是非習慣づけましょう。

加えて「外出、就寝時の火の元点検」「老人、幼児、病人の就寝場所の点検」「寝たばこの防止」にも注意して下さい。

(二)街の防火

火災の防止は、前記の各家庭の防火と並んで、一社会人としてこれを更に発展させ、日常生活の場である「地域全体」の防火を推進することにより、火災のない安全な生活環境を作りあげる必要があります。

このようなことから、次の事項に充分注意しましょう。

◎車の防火

利用者が及びこれらの関係者は、それぞれ立場で、車両火災防止のため注意しましょう。

とくに、これらの利用者は、バスやタクシー、電車などの注意書に気をつけて、危ないものは持ち込まないようにしましょう。

◎たばこの投げ捨て防止

たばこの火災の中で最も多い投げ捨てによる火災は、喫煙者の注意により防止することができません。街路上での投げ捨て、列車や自動車からの投げ捨ては絶対にやめましょう。

(三)山野火災の防止

これからの行楽として、山菜採りを中心に、山野に出かける機会が増えます。

山野火災は、これら行楽客の火の不始末が原因となる場合が多くあります。特に「たばこの投げ捨て」や「たき火の跡始末」に注意して下さい。

◎重点項目は、おむね以上のとおりです。この外にも自分でできる防火対策もとり入れて、火災のない社会を作りましょう。

又、この期間中には白根地区消防署及び消防団では、それぞれ計画に基づいた防火運動により、趣旨の徹底を図ることとしておりますので、御協力をお願いします。

なお、四月一日から七日までの期間は、毎日午後七時に警鐘を点灯しますので、御承知願います。

地方選挙を明るくきれいに

こんどの統一地方選は戦後八回目になります。四月十三日が県議員選挙の投票日、四月二十七日が村議会議員の投票日です。

今日地方統一選挙の意義を二つにしますと、昭和五〇年代の地方自治に対し、住民が過去を見直してこれから進む方向をどう選択するか、又どうしたら金のかからない選挙ルールが守られるかという二点だと言われています。

この地方選挙は、身近かで暮しを賭けた選挙であると同時に、ごく身近かな人を選挙する訳ですから情実とか因縁などに支配されやすいです。選挙をきれいにすることは民主政治の根本ですから、候補者に襟を正してもらおうと、「人間は正直なもので金を出す人のためには働かない。選挙費を民衆が持ち出し出してもらえば金持ちのために働く」と尾崎行雄の言葉があるように、選出選挙民の姿が政治の中に反映されることを一段と自覚しなければなりません。

衆議院が全会一致で続けている政府声明というところで目標が示されました。

(「その声明」民主政治の健全な発展のためには、選挙が明るくきれいに行なわれることが不可欠の要件である。しかしながら最近における選挙の実態は、選挙のルールが守られず、金のかかりすぎる状況にあり、誠に遺憾である。選挙を明るくきれいにするために、政党並びに候補者及び選挙運動にたずさわる者の良識ある行動が望まれる。また国民も一人一人が主権者としての自覚をたかめ、高い選挙道徳を身につけることが必要である。よってわれわれは選挙をきれいにする国民運動を継続的に展開し、下記事項の実現を期するものとする。

一、議会制民主政治を守るためには、その基盤である選挙をきれいにし、これに金がかかりすぎないようすることが刻下の急務であることを国民に訴え、国民の自覚と政治意識の高揚に努めること。

二、金のかからない選挙を実現するため、政治に携わる者は襟を正し、選挙のルールを守るよう強く訴えること。

三、買収・供応などの悪質な選挙犯罪をはじめ事前運動その他の選挙違反を一掃し、選挙の姿勢を正すこと。(二月二十五日)以上のように協力を要請されています。このことは私達が生活していく上に政治と不可分の関係にある事を良く理解し、単に候補者のみの批判にしないで明るくきれいな選挙の実現のためにまずお互いに実践をお願いする次第です。

この地方選挙は、身近かで暮しを賭けた選挙であると同時に、ごく身近かな人を選挙する訳ですから情実とか因縁などに支配されやすいです。選挙をきれいにすることは民主政治の根本ですから、候補者に襟を正してもらおうと、「人間は正直なもので金を出す人のためには働かない。選挙費を民衆が持ち出し出してもらえば金持ちのために働く」と尾崎行雄の言葉があるように、選出選挙民の姿が政治の中に反映されることを一段と自覚しなければなりません。

衆議院が全会一致で続けている政府声明というところで目標が示されました。

(「その声明」民主政治の健全な発展のためには、選挙が明るくきれいに行なわれることが不可欠の要件である。しかしながら最近における選挙の実態は、選挙のルールが守られず、金のかかりすぎる状況にあり、誠に遺憾である。選挙を明るくきれいにするために、政党並びに候補者及び選挙運動にたずさわる者の良識ある行動が望まれる。また国民も一人一人が主権者としての自覚をたかめ、高い選挙道徳を身につけることが必要である。よってわれわれは選挙をきれいにする国民運動を継続的に展開し、下記事項の実現を期するものとする。

昭和五十年度 月潟村社会教育計画

- ◎教育の基本方針
- 地域の独自性に基づく、生涯教育をふまえた、社会教育活動を計画の中心とする。相互理解と協力による人間性豊かな明るい村づくりを図る。
- ◎社会教育目標
- 一、急激な社会変動に対応できる情操豊かな人間づくり
 - 二、老人、成人、青少年(在学少年を含む)の各教育環境の整備を図る。
 - 三、村伝統の文化財の保存、発掘。
 - 四、青少年健全育成に伴う家庭教育の強化に努める。
- ◎社会教育の重点施策
- 一、高令者教育
 - 孤独感を排除し、生甲斐を感じて頂くため、老人学級を開催し、皆んなで話し合える老人、家庭における自分の価値感を与えるよう努める。
 - 二、男子成人教育
 - 主として、家庭内のお父さんを対象に社会教育活動に積極的に参加出来るよう、PTA等に働きかけ、講演会等を通じて教育全般にわたっての再認識を図る。
 - 三、婦人教育
 - 地域婦人としての役割、又地域における婦人リーダーとしての教育の向上を図る。
 - 四、青年教育
 - 地域青年としての役割を理解してもらおう事を考えておけるが、激動の社会における青年達の職業

の多様化により、少数単位のグループ・サークルにおよんでおる。しかしながら、これらの青年の考え方としては、共通して、同世代の若者が何か話し合う場を求めている、青年達の初期目的達成のために、青年学級、青年講座等を多く開催し、青年としての自覚を身につけるべく、五少年教育

ひとりひとりの子供達の連帯感(心身のふれあい)を各種の活動を通じて育てあげる。

特に社会教育と、学校教育(在学青少年を含む)との関連にお

いては、在住教職員が青少年教育活動への参加の要請を図らなければならぬ。

六幼児教育

幼児教育は、親が子に対して行う私的な教育で、親の影響を最も多く受ける時期で、主としてしつけの学習を具体的に進める。

◎社会教育活動の重点施策

- 一、社会教育の広報活動
- 二、体力づくりのためのスポーツの推進を図るための社会体育活動。
- 三、指導者養成のための学習活動。
- 四、情操教育のための文化振興、文化財活動

以上が昭和50年度の月潟村に於ける社会教育の基本的な計画でありますので御協力を賜りますようお願いいたします。

月潟東小の生徒 白根警察署から表彰

去る二月十五日午後二時頃、月潟の白山神社へお参りにいったお年寄りの方が道をまちがえて神社うらの堀に誤っておちてしまった。大声で助けを求めたが、あいにく悪天候であることと家並から遠いので、なかなか人がかけつけてこなかった。状況の所、たまたまそこにいた月潟東小の四年生の五十嵐真理子さん、栗田徳子さんが聞きつけて、すぐ近所の家へ知らせ、家の人がかけつけて事なきを得ました。白根警察署ではその機敏な行動と、寒さの為となるか心配された人、命を救った善行をたたえて二人に感謝状と記念品が贈られた。

農家数 328戸に 減 一九七五年 農業センサス終る

二月一日現在で行なわれた、一九七五年農業センサスの実施にあたり、調査員のご努力と、農家の皆様方のご協力によりスムーズに調査が出来ましたことについて厚くお礼を申し上げます。

この結果審査を終り集計がまとまりましたからお知らせします。なお村民各位の今後の参考になれば幸いです。

農家戸数の推移	農家数
昭和35年	380
昭和40年	372
昭和45年	357
昭和50年(現在)	328

集落	農家数										専業農家	第1兼業	第2兼業	
	0.1~0.3	0.3~0.5	0.5~0.7	0.7~1.0	1.0~1.5	1.5~2.0	2.0~2.5	2.5~3.0	3.0~5.0	5.0以上				
大部	30	2	2	3	1	6	8	5	1	2	0	1	17	12
当	48	14	4	3	1	6	7	6	2	3	0	0	24	24
月	38	5	3	2	1	8	7	6	3	3	0	0	17	20
西	52	9	2	2	1	8	8	11	3	7	0	0	30	15
曲	30	1	2	1	3	0	4	6	2	2	0	0	2	4
上	31	1	0	1	0	5	5	9	3	7	0	0	2	2
下	54	5	2	2	4	2	2	9	19	8	1	4	38	12
東	33	0	0	0	5	1	1	5	5	5	0	1	26	6
木	12	0	0	1	0	2	2	3	4	4	0	1	10	1
釣														
寄														
新														
計	328	37	15	16	18	39	47	60	47	48	1	16	216	96

住宅建設 公的資金融資制度説明会開かる

住宅金融公庫で行っている住宅建設の公的資金貸付けについて、次のご希望の方は次の会場へおいでください。

なおご来場者の資格は問いませんが、多数のご来場をお待ちしております。

◎会場 新潟市西堀六 新潟市中央公民館

◎日時 3月24日午後一時30分

◎説明内容

1. 個人住宅建設及び改良資金
2. 自宅を新築、改築、増築、修繕をされる方に貸付
3. 分譲住宅を分譲したい方に貸付(県住宅供給公社で行う貸付)
4. 事業主が従業員住宅、寮建設資金貸付け
5. 店舗付住宅建設資金
6. 住宅部分を有する店舗付住宅を建設される方の貸付け
7. 賃貸住宅建設資金
8. 賃貸住宅を建設される方に貸付け